

## 令和4年度第3回清須市農業委員会議事録

召集年月日 令和4年6月24日（金） 午後2時

召集場所 清須市役所南館3階 大会議室

開 会 令和4年6月24日（金） 午後2時

出席委員 14名

1番 伊藤 正敏 2番 酒井 温司 3番 丹羽 保宏 4番 山田 富士雄

5番 中野 浩光 6番 加藤 勲 7番 日下部錠一 8番 岩田 房喜

9番 鈴木 正 10番 後藤 章 11番 後藤 章正 12番 水野 格廉

13番 山内 盛雄 14番 樋口 博

農地利用最適化推進委員 3名

小崎 豊 渡辺 博史 堀田 啓

欠席委員 0名

農地利用最適化推進委員 0名

本会議に職務のために出席した者の氏名

事務局長 梶浦 庄治

主 事 石塚 正己

主 事 平塚 康介

主 事 山田 智郷

議事日程

### 1 提出案件

#### (1) 議決案件について

【議案第6号】 農地法第3条の規定に係る許可申請 …… 1件

【議案第7号】 農地法第5条の規定に係る許可申請 …… 1件

【議案第8号】 事業計画変更承認願 …… 1件

#### (2) 報告案件について

【報告第4号】 農地法第4条第1項第8号の規定による届出 …… 2件

【報告第5号】 農地法第5条第1項第7号の規定による届出 …… 8件

### 2 その他

生産緑地のあっせんについて

会

長 皆さん、こんにちは。

先週ごろに梅雨入りをし、恵みの雨を多くもたらしてくれる季節となりました。委員のみなさまには、おもわぬ梅雨冷にお風邪など召されませんように十分注意していただきたいと思います。

では、只今から、令和4年度第3回清須市農業委員会を開催いたします。本日の出席者は14名で定足数に達していることをご報告いたします。また、農地利用最適化推進委員は3名全員の出席をいただいております。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます。本日は5番 中野 浩光（なかの ひろみつ）委員と6番 加藤 勲（かとう いさお）委員にお願いしたいと思います。

ご異議ございませんか。

（異議なしの声を確認の上）

ありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

本日の提出案件

（1） 議決案件について

【議案第6号】

・農地法第3条の規定に係る許可申請 …………… 1件

【議案第7号】

・農地法第5条の規定に係る許可申請 …………… 1件

【議案第8号】

・事業計画変更承認願 …………… 1件

（2） 報告案件について

【報告第4号】

・農地法第4条第1項第8号の規定による届出 …………… 2件

【報告第5号】

・農地法第5条第1項第7号の規定による届出 …………… 8件

【その他】

生産緑地のあっせんについて

それでは、【議案第6号】 農地法第3条の規定に係る許可申請1件を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事 務 局

議案書1ページ、番号R4-1をご覧ください。

農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

申請地は\_\_\_\_\_番で登記田、現況畑で面積\_\_\_\_\_㎡、\_\_\_\_\_番は登記畑、現況畑で面積は\_\_\_\_\_㎡、\_\_\_\_\_番は登記田、現況畑で面

積は\_\_\_m<sup>2</sup>、\_\_\_番は登記田、現況田で面積は\_\_\_m<sup>2</sup>で、以上合計4筆で合計面積は\_\_\_m<sup>2</sup>です。

譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。

高齢により耕作ができなくなった\_\_\_さんから自己所有の農地として管理していくため生前贈与される\_\_\_さんへの所有権移転の申請になります。

譲受人は、耕運機、軽トラを各1台所有しており、従事日数は世帯合計で200日、経営面積は田と畑をあわせて4,006m<sup>2</sup>、申請地への通作距離は平均1km未満、通作時間は徒歩で平均15分です。

その他申請書の内容から不許可の要件である7項目のいずれも該当しないと判断されます。以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は丹羽委員となります。

丹 羽 委 員 問題ありません。

会 長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として許可してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、許可書を交付することといたします。

続きまして【議案第7号】農地法第5条に規定による許可申請1件について議題とします。

事務局に説明を求めます。

事 務 局 議案第7号、R4-2番をご覧ください。

申請地は、2筆あり、\_\_\_番、登記・現況共に畑で面積は\_\_\_m<sup>2</sup>と、\_\_\_番で登記・現況共に畑で面積は\_\_\_m<sup>2</sup>です。

受人及び渡人は議案書のとおりで転用目的は駐車場です。

申請者は、\_\_\_番地に事業所を置き、現在164台分の駐車場を確保しております。現在は185人が自家用車で通勤しているため、21台分不足しております。また、現在自家用車で通勤していない従業員の中にも自動車通勤の希望者や、新たに従業員の増員も見込んでおり、駐車場の増設が急務となりました。

申請地は、インターチェンジの概ね300m以内の区域にある農地であるため、農地の区分の該当事項のエー(ア)ーaー(b)に該当するため、第3種農地と判断でき、許可できる案件になります。また、一般基

準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

この案件は後藤章委員の地元となりますが

後藤章委員 問題ございません。

会 長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」として、回答することといたします。

続きまして【報告第8号】事業計画変更承認願いを議案とします。

事務局に説明を求めます。

事務局 それでは説明いたします。

令和3年12月1日付けで資材置場として一時転用許可を取得した、申請者が、近隣の現場にて新たに工事請負契約を受託したため、申請地をそのまま利用するため、一時転用の期間を延長するものです。

申しあげたとおり、現地は資材置場として利用しておりますので、周辺の農地への影響はなく、特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりましたが、ご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」として、回答することといたします。

続きまして【報告第4号】及び【報告第5号】を事務局より読み上げますので、地区の担当委員さんは、何かありましたら、お願いします。事務局に説明を求めます

事務局 それでは説明いたします。

議案書4ページをご覧ください。

番号2、          番、          番で2筆とも登記現況共に田です。

こちら小崎推進委員の案件となります。

小崎推進委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。  
続きまして番号 3、\_\_\_\_\_番で登記田・現況雑種地です。  
こちら堀田推進委員の案件になります。

堀田推進委員 問題ありません。

事務局 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出については以上になります。続いて、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について説明します。

事務局 番号 12、\_\_\_\_\_番で登記・現況共に畑です。  
こちら日下部委員お願いします。

日下部委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。  
続きまして、番号 13、\_\_\_\_\_番で登記田・現況宅地です。  
こちら渡邊推進委員お願いします。

渡邊推進委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。  
続きまして、番号 14、\_\_\_\_\_番で登記畑・現況宅地です。  
こちら中野委員お願いします。

中野委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。  
続きまして、番号 15、\_\_\_\_\_番で登記・現況共に畑です。  
こちら山田委員お願いします。

山田委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。  
続きまして、番号 16、\_\_\_\_\_番で登記畑・現況宅地です。  
こちら伊藤委員お願いします。

伊藤委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。  
続きまして、番号 17、\_\_\_\_\_番で登記・現況共に畑です。  
こちら小崎推進委員お願いします。

小崎推進委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。

続きまして、番号 18、\_\_\_\_\_番で登記・現況共に畑です。

こちら岩田委員お願いします。

岩田委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。

続きまして、番号 19、\_\_\_\_\_番で登記・現況共に畑です。

こちら岩田委員お願いします。

岩田委員 問題ありません。

会長 事務局の説明が終わりました。

以上のことについて質問などありますか。

(質問等特になし)

続きまして、【その他】生産緑地にあっせんについて議題とします。

事務局に説明を求めます。

事務局 先日、お送りいたしました生産緑地のあっせん依頼について説明いたします。

お送りした依頼文書とおりですが、生産緑地法第 17 条の 2 の規定に基づくあっせんの協力依頼がありました。

生産緑地所有者の死亡または故障により農業に従事することができなくなくなり、本市都市計画課へ生産緑地の買取申出があり、市内部機関で買い取り希望がなかったため、農業委員会へ生産緑地法第 17 条の 2 の規定に基づくあっせんの協力依頼がありました。

このまま耕作希望者がいない場合、斡旋不成立の旨を都市計画課へ報告します。

あっせんについて希望がある場合は、会議の後に事務局までお申し出ください。

以上で説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。

以上のことについて、質問はありますか。

鈴木委員 生産緑地についてお聞きしたいことがあります。  
今回の生産緑地はどういう理由で外されるのですか。

事務局 今回は生産緑地所有者の死亡が理由となっております。  
所有者であり耕作者が死亡したことにより、生産緑地を管理することができなくなり、都市計画へ買い取り申出が提出されたとのことです。

鈴木委員 生産緑地はよほどの理由がないと外すことができないと聞いておりましたので質問いたしました。

会長 ということは都市計画変更はこの生産緑地だけのために都市計画変更するのでしょうか。  
市街化区域の変更とかはなく、畑ができないこの1筆の生産緑地を外すということですが。

事務局 おっしゃるとおりです。  
他の生産緑地等都市計画変更の対象があるかと思いますが。

会長 分かりました。  
他に質問はありますか。  
それでは、次回の開催について確認します。  
令和4年7月25日、水曜日、午後2時から、清須市役所南館3階大会議室（本日と同じ）にて開催予定ですのでよろしくお願いいたします。  
以上で令和4年度第3回農業委員会を閉会します。  
お疲れ様でした。

—終了時刻午後2時35分—

備考 個人情報に当たるとの考えから、議事録中の具体的な住所の番地は「番地」、農地の地番は「番」との表記で省略して記載しています。